

## 16 廃棄物等

### 16-1 建設工事に伴う副産物の発生量

#### 16-1-1 建設工事による工種ごとの副産物発生量

工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）に伴う、工種ごとの副産物の発生量は表 16-1-1-1 に示すとおりである。

表 16-1-1-1 建設工事に伴う副産物発生量

	切土工等又は既存の工作物の除去 (地下駅、変電施設)	トンネルの工事 (シールドトンネル、 山岳トンネル、 非常口(都市部、山岳部))
建設発生土	1,400,000 m <sup>3</sup>	5,100,000 m <sup>3</sup>
建設汚泥	320,000 m <sup>3</sup>	900,000 m <sup>3</sup>
コンクリート塊	43,000 m <sup>3</sup>	4,500 m <sup>3</sup>
アスファルト・ コンクリート塊	4,500 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>
廃プラスチック	170t	200t
紙くず	59t	71t
木くず	130t	150t

注 1. 端数の関係で、合計値が一致しない場合がある。

## 16-1-2 建設工事による発生箇所ごとの副産物発生量

工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事）に伴う、発生箇所ごとの副産物の発生量は表 16-1-2-1 に示すとおりである。

表 16-1-2-1(1) 建設工事による発生箇所ごとの副産物発生量（春日井市）

項目	単位	春日井市				計
		西尾町付近	坂下町一丁目・ 上野町付近	熊野町付近	勝川町 一丁目付近	
		非常口	非常口	非常口	非常口	
建設発生土	m <sup>3</sup>	1,300,000	1,000,000	990,000	110,000	3,400,000
建設汚泥	m <sup>3</sup>	10,000	190,000	300,000	51,000	550,000
コンクリート塊	m <sup>3</sup>	940	900	980	100	2,900
アスファルト ・コンクリート塊	m <sup>3</sup>	-	-	-	-	-
廃プラスチック	t	33	43	40	40	160
紙くず	t	12	15	14	14	55
木くず	t	25	32	30	30	120
日当たり最大土量	m <sup>3</sup>	1,400	1,800	1,600	1,600	-

注1. 端数の関係で、合計値が一致しない場合がある。

表 16-1-2-1(2) 建設工事による発生箇所ごとの副産物発生量（名古屋市）

項目	単位	名古屋市			計
		中区三の丸 二丁目付近	中区丸の内 三丁目付近	中村区 名駅付近	
		非常口	変電施設	地下駅	
建設発生土	m <sup>3</sup>	1,200,000	140,000	1,700,000	3,000,000
建設汚泥	m <sup>3</sup>	340,000	25,000	300,000	670,000
コンクリート塊	m <sup>3</sup>	1,200	400	43,000	45,000
アスファルト ・コンクリート塊	m <sup>3</sup>	-	-	4,500	4,500
廃プラスチック	t	46	60	110	220
紙くず	t	16	21	38	75
木くず	t	35	46	81	160
日当たり最大土量	m <sup>3</sup>	3,300	400	3,600	-

注1. 端数の関係で、合計値が一致しない場合がある。

## 16-2 発生量の算出方法

### 16-2-1 建設時に伴う副産物の発生量の算出方法

#### (1) 建設発生土

地下駅、変電施設、非常口（都市部）の建設工事において、開削により発生する土の量を算出し、建設発生土の発生量とした。発生量は、掘削断面積に開削工事延長を掛けることで算出した。

本線のシールドトンネルの工事では泥水式シールドマシンを用いる工法を想定した。

シールドマシンによる掘削で発生する一次処理土<sup>(1)</sup>の量を算出し、建設発生土の発生量とした。発生量は掘削断面にトンネル延長及び一次処理土の発生率を掛けることで算出した。一次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に設定した。

#### (2) 建設汚泥

地下駅、変電施設、非常口（都市部）の建設工事において、地中連続壁による土留工を想定した。

地中連続壁の施工に用いる安定液<sup>(2)</sup>から発生する廃液の量を算出し、これを建設汚泥の発生量とした。発生量は、掘削断面に地中連続壁の掘削延長及び廃液の発生率を掛けることで算出した。廃液の発生率はこれまでの地中連続壁の施工実績より設定した。

また、シールドマシンによる掘削で発生する二次処理土<sup>(3)</sup>の量を算出し、建設汚泥の発生量とした。発生量は、掘削断面にトンネル延長及び二次処理土の発生率を掛けることで算出した。二次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に設定した。

#### (3) コンクリート塊

地下駅、変電施設、非常口（都市部）の建設工事において、既存構造物の撤去や施工に用いる仮設備の撤去により発生するコンクリート塊の量を算出し、コンクリート塊の発生量とした。

発生量は、既存構造物の体積より算出した。仮設備については、これまでの施工実績より設定した。

#### (4) アスファルト・コンクリート塊

地下駅、変電施設、非常口（都市部）の建設工事において、既存道路や施工ヤードの舗装の撤去により発生するアスファルト・コンクリート塊の量を算出し、アスファルト・コンクリート塊の発生量とした。

発生量は、既存道路や施工ヤードの体積より算出した。

---

<sup>(1)</sup> 一次処理土：切羽から送られてきた泥水中から砂、75 $\mu$ m以上の粘土・シルト塊を分離したもの。

<sup>(2)</sup> 安定液：地中連続壁の施工の際、溝壁の崩壊を防ぐため、溝に常に充填される水とベントナイトで作成される混合液。

<sup>(3)</sup> 二次処理土：一次処理した後の泥水をフィルタープレスなどで脱水したケーキなど。

## (5) 建設発生木材

地下駅、変電施設、非常口（都市部）の建設工事において、コンクリート打設の施工に用いる木製型枠の量を算出し、建設発生木材の発生量とした。発生量については、構造物の体積より算出した。

## 16-2-2 供用時の発生量の算出方法

鉄道施設（地下駅）の供用に伴う廃棄物等は、地下駅及び列車から発生する廃棄物等とした。

地下駅からの廃棄物等の発生量は、平成 20 年度の東海道新幹線新横浜駅の乗降人員と新横浜駅より発生した廃棄物等の量から算出した原単位と、想定される乗降人員を掛けることで算出した。

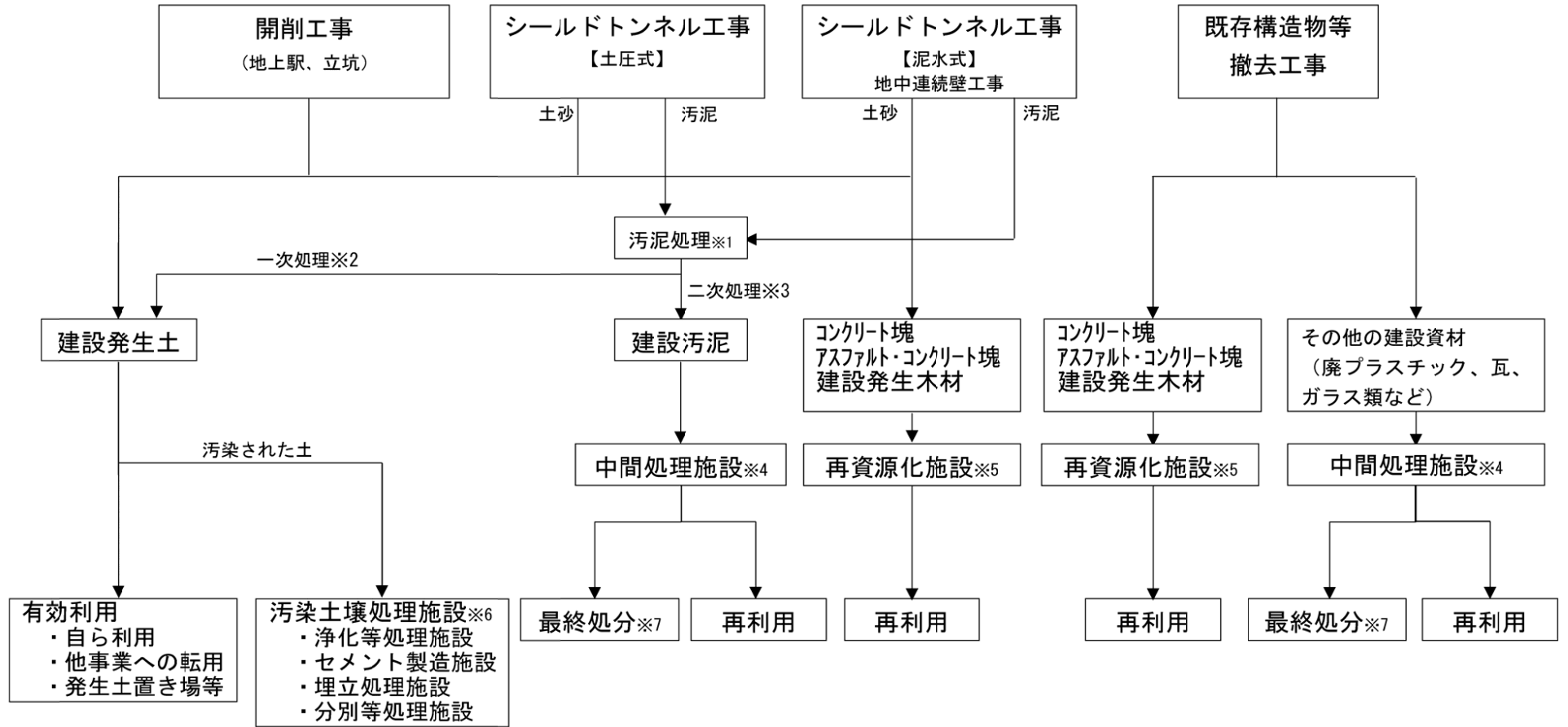
列車からの廃棄物等の発生量は、平成 19 年度の東海道新幹線東京駅において折り返し清掃した列車数とこれらの列車より発生した廃棄物等の量から算出した原単位を、想定される折り返し列車本数を掛けることで算出した。



### 16-3 廃棄物の一般的な処理・処分の方法

#### 16-3-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法

愛知県における建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法を図 16-3-1-1 に示す。



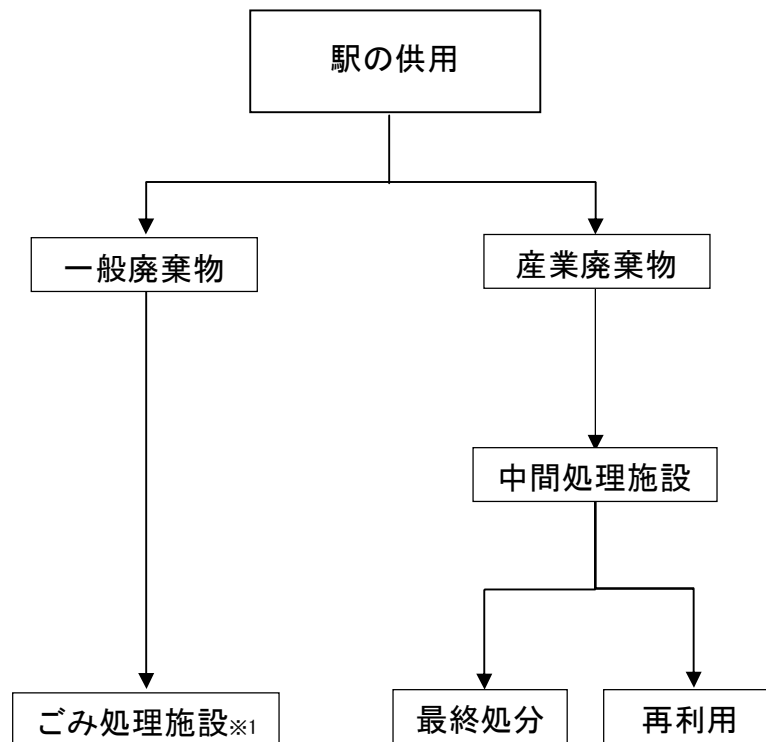
- ※1 泥水が発生する場合に想定。ただし、脱水の状況により濁水処理のみを行い、水と脱水ケーキに分類し、脱水ケーキを建設汚泥として、処理する場合もある。
- ※2 一次処理：土砂（74μmを超えるもの）と濁水の分離により、泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなるようにする処理。
- ※3 二次処理：一次処理後の濁水について、濁水処理を行い、水と脱水ケーキに分類する処理。脱水ケーキを建設汚泥として、処理する。
- ※4 中間処理施設：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、改正平成24年法律第53号）」で規定される中間処理業者が設置する産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物を最終処分する前に分別、減容、無害化、安定化などの処理をする施設で、設置許可が必要な施設を想定している。
- ※5 再資源化施設：「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号、改正平成23年法律第105号）」で示される概念として、特定建設資材に係る再生資源化を行う施設全般を想定している。なお、処理方法としては、破碎処理、焼成処理、熔融処理、脱水処理等がある。
- ※6 汚染土壌処理施設：「土壌汚染対策法（平成14年法律第53号、改正平成23年法律第74号）」で規定される汚染土壌の処理の事業の用に供する施設として、洗浄、セメント製造、埋立及び分別による処理を行う施設を想定している。再資源化処理方法には、破碎処理、焼成処理、熔融処理、脱水処理等がある。
- ※7 最終処分：埋め立て処分、海洋投入処分をいう。

図 16-3-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ



### 16-3-2 鉄道施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の方法

愛知県における施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の方法を図 16-3-2-1 に示す。



※1 ごみ処理施設：廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定される一般廃棄物処理施設のうち「ごみ処理施設」として規定される施設を想定している。

図 16-3-2-1 施設の供用に伴う廃棄物の一般的な処理・処分の流れ



#### 16-4 建設発生土の不法投棄対策

実際の建設発生土等の処理に当たっては、管理監督を徹底して行っていく。具体的には、法令遵守のうえ、不法投棄対策として、搬出先を指定する等、事業者として実行可能な範囲で、出来る限り環境影響が小さく、地域への負担が軽減される取り組みを追求する。

山梨リニア実験線においては、次の方法で不法投棄対策に取り組んだ。

- (1) 全ての土砂について搬出先を指定（施工業者による自由処分とはしない）。
- (2) 発生箇所から出るダンプ台数と埋立て箇所のダンプ台数を厳格に確認する体制の整備
- (3) 走行ルートおよび運転方法を一般の方も含めて監視できるように、ダンプには山梨リニア実験線工事による発生土の運搬車両であることをステッカーで明示し、工区毎に色を変える等、適正な運搬体制を徹底させるための仕組みを整備
- (4) 埋立て完了後に計画どおりとなっているかについて発生土置き場の厳格な竣工確認。  
（特に開発許可等の箇所は、行政機関にも確認をいただいている）

当社としてはこれらを基本に、中央新幹線の建設工事においても、より一層きめ細かな管理を行うことによって厳格な運用を実現し、環境負荷の少ない発生土処理を行う。



## 16-5 山梨リニア実験線工事における建設発生土の利用実績

当社の山梨リニア実験線工事における建設発生土の利用実績としては、当事業内での再利用の他に、土地区画整理、宅地造成、農地整備、宅地化が可能な平坦地の造成、運動施設・防災施設の造成、採石場の跡埋め事業及び農地・林地の平坦化の造成等が挙げられる。山梨リニア実験線工事で発生した建設発生土のうち、これらのように有効的に活用したものは9割程度であった。山梨リニア実験線における発生土の活用事例を図16-5-1に示す。

今後、こうした活用実績を参考に山梨リニア実験線での経験も踏まえて、県の関係機関に情報提供をいただきながら、建設発生土の受入地を確保していくことを検討していく。



施工中



現況

図 16-5-1 山梨リニア実験線の発生土の活用事例（都留市大平）

